

藤沢市剣道連盟規約

第一章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この連盟は藤沢市剣道連盟と称し、事務所を事務局長宅に置く。

(組織)

第2条 この連盟は藤沢市において、剣道〔(居合道を含む) 以下「剣道」という〕に志す者および団体をもって組織する。

第二章 目的および事業

(目的)

第3条 この連盟は会員相互の連絡、協調を図るとともに市内における剣道組織を代表する団体として剣道の普及振興に寄与し、その体位向上と人間形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 剣道精神の高揚、啓発
- (2) 神奈川県剣道連盟への加入と連携
- (3) 加盟団体の育成強化と相互の連絡協調
- (4) 剣道大会の開催および後援
- (5) 講習会、研究会、稽古会の開催
- (6) 指導員、審査員および審判員の派遣
- (7) 段、級位審査に関する事。
- (8) 功労者の表彰並びに慶弔に関する事。
- (9) 各種大会への役員、選手派遣に関する事。
- (10) HP、機関誌および図書の発行
- (11) その他、前条の目的達成のために必要な事業

第三章 会員

(会員)

第5条 この連盟の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 別に定める会費を納め、この連盟から県剣連会員登録し、且つ市剣連会員登録した者で第3条、第4条の目的および事業に協力できる者
- (2) 準会員 別に定める会費のうち市剣連年会費を納め、市剣連会員登録のみをした者で第3条、第4条の目的および事業に協力できる者

(会費)

第6条 年会費額は別に定めるところによる。

2. 年会費は各年度当初に支部を通して県剣連年会費と市剣連年会費を納入するものとする。

(除名)

第7条 会員が次の事項に該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 会員としての義務に違反し、又は会員として相応しくない行為があったとき。

第四章 役員

(役員)

第8条 この連盟に次の役員をおく。

- (1) 理事 60名以内
- (2) 監事 2名

2. 理事の中に次の各号に掲げる役職役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局次長 若干名
- (7) 常任理事 若干名
- (8) 会計 2名

(役員を選出)

第9条 本連盟の役員は、理事会において正会員の中から選出し承認を得るものとする。

2. 役職役員は理事会の決議によって理事の中から選出する。
3. 監事は理事以外の者から選出し会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第10条 理事は、理事会を組織しこの連盟の主要業務を議決するとともに職務を執行する。

2. 監事は会計業務を監査する。
3. 役職役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長はこの連盟を代表し、連盟の業務（以下「会務」という。）を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その会務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命をうけ、会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し必要によりその会務を代行する。
- (5) 事務局長は、この会の事務を掌理する。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (7) 常任理事は、常任理事会を組織し会務の分担処理にあたる。
- (8) 会計は、この連盟の経理事務を処理する。

（役員任期）

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補充役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

（役員報酬等）

第12条 役員は無給とする。

2. 職務遂行に必要とされる経費、旅費等は別に定めるところにより支給する。

（名誉会長、相談役及び顧問）

第13条 この連盟に、名誉会長、相談役、顧問等をおくことができる。

2. 名誉会長は会長退任者で、その名誉を表徴するため理事会で議決し推挙する。
3. 相談役、顧問は、理事会で議決し会長がこれを委嘱する。
4. 相談役、顧問は、会長の諮問に応ずる。

第五章 会議

（会議）

第14条 この連盟の会議は、幹部会、常任理事会および理事会として会長が召集する。

第15条 会議の議長は会長があたる。（ただし会長の命をうけ理事長が代行することができる。）

2. 会議は、現在数の3分の2以上の出席者がなければ、会議を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき、あらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
3. 議事は、出席者の3分の2以上の同意により決定する。

（理事会）

第16条 理事会は全理事をもって構成される本連盟の最高議決機関である。

2. 理事会は、毎年2回開催する。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、臨時に理事会を開くことができる。

3. 次の事項は理事会の議決を経なければならない。
- (1) 規約の改廃に関する事。
 - (2) 会費に関する事。
 - (3) 事業計画および収支予算について。
 - (4) 事業報告および収支決算について。
 - (5) その他、重要な事項に関する事。
4. 理事会決議の目的である事項の提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。(理事会の決議の省略)

(幹部会)

- 第 17 条 幹部会は会長、副会長、理事長、事務局長をもって組織し、必要に応じて会長が召集する。
2. 幹部会は、理事会、常任理事会に提出議案を審議する。
 3. その他、この連盟の緊急を要する議案を議決する。

(常任理事会)

- 第 18 条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって組織し必要に応じて会長が召集する。
2. 常任理事会は、理事会に提出する議案を審議する。
 3. 常任理事会は、本会の運営に必要な業務を処理する。

第六章 専門部会

(専門部会)

- 第 19 条 この連盟の活動を活性化するために専門部会をおく。
2. 専門部会は次の 3 部門で組織し各部会には部長、副部長を全ての理事がいずれかの部会に所属し活動するものとする。
 - (1) 大会・審査専門部会
 - (2) 指導・教育専門部会
 - (3) 企画・広報専門部会
 3. 部会員および部長、副部長は理事会において理事の中から選出し承認を得るものとする。

(専門部会の業務)

- 第 20 条 この連盟の専門部会の業務範囲は次のとおりとする。
- (1) 大会審査部 各種大会および級位審査会の実施運営に関する事。
 - (2) 指導教育部 会員の資質の向上を図るため講習会等と一般教育に関する事および青少年の指導、育成と強化に関する事。

- (3) 企画広報部 事業の企画並びに広報に関すること。

第七章 会計

(経理)

第 21 条 この連盟の経費は、次の号に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 会員の年会費
- (2) 補助金
- (3) 称号・段級位審査登録料の収入
- (4) その他の収入

(会計年度)

第 22 条 この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第八章 補則

(補則)

第 23 条 この規約に定めるもののほか本連盟の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附則

- (1) この規約は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
- (2) 藤沢市剣道連盟規約（平成元年 4 月 1 日施行）は廃止する。
- (3) 第 6 条 2 項(会費)を改訂し、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- (4) 第 17 条 1 項(幹部会の組織)を改訂し、平成 30 年 3 月 12 日より施行する。
- (5) 第 5 条（会員）および第 9 条（役員を選出）を改定し、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- (6) 第 8 条（役員）、第 9 条（役員を選出）、第 10 条（役員の職務）、第 16 条（理事会）および第 19 条（専門部会）を改定し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。